

日時：令和8年1月8日（木）15：00～16：30

場所：三豊市役所危機管理センター 301・302 会議室

1. 開会

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただいまより「令和7年度三豊市成年後見制度利用促進審議会」を開催いたします。</p> <p>審議会委員の皆様をご紹介させていただきます。なお、委員の任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。</p> <table border="0"> <tr> <td>三豊・観音寺市医師会</td> <td>大塚</td> <td>智丈</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>三豊市民生委員児童委員協議会連合会</td> <td>前田</td> <td>昭文</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>香川県弁護士会</td> <td>秋月</td> <td>智美</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>香川県司法書士会</td> <td>原田</td> <td>祥一郎</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>香川県社会福祉士会</td> <td>三瀬</td> <td>誠</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>三豊市介護サービス事業者協議会</td> <td>仁井</td> <td>昌彦</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>三豊市介護サービス事業者協議会</td> <td>筒井</td> <td>達也</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>三観地域自立支援協議会</td> <td>熊川</td> <td>宏美</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>四国学院大学</td> <td>西谷</td> <td>清美</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>香川県社会福祉協議会 地域福祉部</td> <td>十河</td> <td>真子</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>三豊市社会福祉協議会</td> <td>齊藤</td> <td>康</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>同じく 法人成年後見等事業 担当</td> <td>土居</td> <td>香織</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>高松家庭裁判所次席書記官（オブザーバー）</td> <td>三好</td> <td>良孝</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>高松家庭裁判所観音寺支部書記官（オブザーバー）</td> <td>徳重</td> <td>隆司</td> <td>様</td> </tr> </table> <p>続きまして、事務局を紹介します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三豊市健康福祉部長 田中 ・三豊市健康福祉部福祉事務所福祉課長 内田 ・三豊市健康福祉部介護保険課長 組橋 ・三豊市地域包括支援センター長 大西 ・福祉課、地域包括支援センター社会福祉士 野島、池田、田中、織田、山中、上田 <p>委員の出欠状況を確認いたします。委員総数 12名のうち、出席委員 12名。委員の半数以上の出席を得ておりますので、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。なお、今回の会議に関しては 議事録を作成いたします。議事録は、三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針第10条及び第11条の規定により、原則公開いたします。また、同指針第3条の規定により、附属機関等の会議は公開するものとなっております、</p>	三豊・観音寺市医師会	大塚	智丈	様	三豊市民生委員児童委員協議会連合会	前田	昭文	様	香川県弁護士会	秋月	智美	様	香川県司法書士会	原田	祥一郎	様	香川県社会福祉士会	三瀬	誠	様	三豊市介護サービス事業者協議会	仁井	昌彦	様	三豊市介護サービス事業者協議会	筒井	達也	様	三観地域自立支援協議会	熊川	宏美	様	四国学院大学	西谷	清美	様	香川県社会福祉協議会 地域福祉部	十河	真子	様	三豊市社会福祉協議会	齊藤	康	様	同じく 法人成年後見等事業 担当	土居	香織	様	高松家庭裁判所次席書記官（オブザーバー）	三好	良孝	様	高松家庭裁判所観音寺支部書記官（オブザーバー）	徳重	隆司	様
三豊・観音寺市医師会	大塚	智丈	様																																																						
三豊市民生委員児童委員協議会連合会	前田	昭文	様																																																						
香川県弁護士会	秋月	智美	様																																																						
香川県司法書士会	原田	祥一郎	様																																																						
香川県社会福祉士会	三瀬	誠	様																																																						
三豊市介護サービス事業者協議会	仁井	昌彦	様																																																						
三豊市介護サービス事業者協議会	筒井	達也	様																																																						
三観地域自立支援協議会	熊川	宏美	様																																																						
四国学院大学	西谷	清美	様																																																						
香川県社会福祉協議会 地域福祉部	十河	真子	様																																																						
三豊市社会福祉協議会	齊藤	康	様																																																						
同じく 法人成年後見等事業 担当	土居	香織	様																																																						
高松家庭裁判所次席書記官（オブザーバー）	三好	良孝	様																																																						
高松家庭裁判所観音寺支部書記官（オブザーバー）	徳重	隆司	様																																																						

	傍聴者の受付をしましたが、現在傍聴者はいらっしゃらないことを合わせてご報告いたします。
--	---

2. 会長及び副会長選任

事務局	会長・副会長の選出に移ります。三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第4条によりまして、委員の互選による定めるとありますので、委員の皆様からの推薦等がございましたらお願いしたいと思います。
三瀬委員	事務局の方で案はありますか。
事務局	ただいま「事務局案は」とありましたので、事務局の方から提案いたします。会長には学識経験者で四国学院大学教授の西谷委員、副会長には弁護士で香川県弁護士会の秋月委員にお願いしたいと思いますのですが、委員の皆様いかがでしょうか。 (拍手 異議なし)

3. あいさつ

司会 事務局	それでは、西谷会長より一言ご挨拶をお願いいたします。
西谷会長	本審議会の会長のご指名をいただきました。委員の皆様のお力添えいただき審議会として三豊市にお住まいの方々の福祉課題の解決と安心して暮らせる制度環境の整備に尽力してまいります。忌憚のないご意見と審議会の円滑な運営にご協力をお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。それでは三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条によりまして、会長により議事を進めていただきます。よろしくをお願いいたします。

4. 協議事項

西谷会長	次第に則り協議事項（1）からお願いいたします。
協議事項（1）成年後見制度利用促進に関する取り組みについて	
<ul style="list-style-type: none"> ・三豊市の取り組み状況 ・医療施設及び高齢者施設等における身元保証に関するアンケート 	
事務局	冊子の3ページをご覧ください。(1)成年後見制度利用促進に関する取り組みについてご報告をさせていただきます。 三豊市成年後見制度利用促進計画に基づき、本市の取り組み状況を報告させていただきます。取り組みが適切に実施されているか等について、点検・評価をお願いします。本市の令和7年4月の総人口は60,096人となっており、高齢化率は37.1%となっています。また、令和5年の10月時点での要介護認定を持っている方のうち、認知症高齢者数は2,695名となっており、認定者数に対する認知症の方の数は11.9%となっております。成年後見制度の市内の利用者数は79名となっております。また、成年後見制度に関する相談件数は、延べ人数、実人数ともに年々増加しております。冊子3ページに、令和2年から6年の経過を示しておりますが、令和6年は300件を超えております。成年後見制度の申立て状況につきましても三豊市内で12件の申立てがありますが、そのうち市長申立てが5件となっております。

	<p>す。首長申立ての割合として 41%となっており、全国の首長申立ての平均が 23%、県平均が 31%となっているところから三豊市では首長申立てがやや多い状況になっております。令和 6 年度の市長申立てについては、本人の身上保護を行える親族等がない方、本人が家族から虐待を受けており身上保護・財産管理が必要な方、財産管理を行える者がいない方等の首長申立てを行いました。また、本人に活用できる財産資産がなく報酬が支払われない場合には、三豊市成年後見制度利用促進事業実施要綱第 5 条に基づいて成年後見人への報酬助成を行っています。報酬扶助等の実施状況につきましては、冊子 3 ページに記載しています。</p> <p>冊子 4 ページ、成年後見制度の広報等に関するご報告をさせていただきます。成年後見制度の利用者数、相談者数は増加しておりますが、認知症の方の数に対する利用者数としては少ないようにも思えます。そのため、昨年度から本市では成年後見制度の啓発セミナーを実施しております。今年度は任意後見制度を知るセミナーとエンディングノートの書き方セミナーを実施し、30 代から 70 代の幅広い年代の方 52 名の参加がありました。参加者の感想では、「制度の名前は知っていたが内容まで知らなかった」、「少し理解できた」、「まだまだ先のことだと思っていたが、こういったことも考えなければならないと痛感した」、等セミナーを通して、将来のもしものことについて考える機会となったと考えています。</p> <p>その他の広報としては医療・介護施設や公共機関、商店、金融機関に周知用チラシを設置しています。また、地域包括支援センターの専門職が出前講座として、成年後見制度と権利擁護に関する講義等も行っております。現在中核機関のチラシの見直しを検討しており、今回案を添付させていただいております。</p> <p>以上で三豊市の取り組み状況の報告を終わります。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。ここまでで何かご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(特になし)</p> <p>5 ページの医療施設及び高齢者施設等における事務報告書に関するアンケートについて報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>医療施設及び高齢者施設等における身元保証に関するアンケートについて報告いたします。アンケート実施の背景としまして、「身寄りのない人が施設入所の際に成年後見制度の利用を求められ、その理由として施設入所されている方が受診するときに医療機関から家族かだれか本人に代わって判断できる人をと強く求められるのが一番困るので保証人を求めてしまう」という実態や、昨年は他の市町で「身寄りのない方に関わる支援者・機関のためのガイドライン」を作成したという情報をいただいたり、三豊市でも近年身寄りのない、あるいは身寄りがあっても頼ることが難しい高齢者や障害のある方から、身寄りや保証人のこと、亡くなったあとのことについて</p>

てどうしたらいいかとの相談や問い合わせが増えてたことが挙げられます。施設入所の際に、判断能力が低下しているから成年後見制度の利用を検討してはどうかというのではなく、判断能力はあるけれど保証人がいないから入所が難しいという相談です。また、資料編の5ページから8ページの赤い枠内の第二期成年後見制度利用促進計画の中間検証や、高齢社会対策大綱、地域共生社会の在り方検討会の中間取りまとめなどでも意思決定支援やその浸透、本人の意思を尊重しながら地域で支えていく仕組みづくりや身寄りのない高齢者への対応というのが求められてきています。

このようなことから 実態を把握するため、昨年10月に三豊市と観音寺市内の入院設備のある医療機関と、高齢者と障害者の入所の施設、ケアマネジャーが在籍している居宅介護支援事業所の計72機関を対象に身元保証人に関するアンケート調査を実施しました。調査では入院や入所、契約時に身元保証人を求めるかどうかや身元保証人にどのような役割を求めているかなどについて質問をしました。アンケートの詳細については、資料編の後半に掲載していますので、後ほどご確認くださいと思います。

アンケートの結果から見える課題や問題点について、今後どのような対応が必要か、関係機関の理解を深めるための勉強会の開催の必要性や方法なども含め、委員の皆様から幅広い視点で ご意見をいただければと思います。

表1、身元保証人に関する現状と課題です。資料編については10ページの表1をご覧ください。この表にある医療(入院)は病院、入所(施設)は障害者と高齢者の入所施設、在宅(居宅)はケアマネジャーが所属している居宅介護支援事業所のことです。表1では入院や入所、契約時に保証人を求めるかどうかについて質問し、これについて医療機関も入所施設も高い割合で利用時に保証人を常に求めているようで、特に施設については7割が身元保証人を求めているということが分かりました。

表2では身元保証人を見つけられない場合、どのように対応しているかについて聞きました。いない場合は入所施設においては入所を保留する、断っているというような現状があるようで、身元保証人がいない人の受け入れ体制に課題があると言えます。

次に表3ですが、こちらは身元保証人がいないことで、どのようなことが課題になっているかについてです。身元保証人が高齢でその役割を担えない緊急時の対応や手続き(遠方に住んでいる、連絡が付きにくい)などで困る、あるいは本人と身元保証人との関係性が希薄で疎遠であるとか、意思決定、医療同意などへの協力が得られないといった回答が高く、これらの理由から現在は職員が本来の業務ではないと感じながらも保証人の役割を代理して対応せざるを得ない状況が起きているようです。

表4は「施設等が身元保証に関する課題を解決するために求めていることは何ですか?」という形で質問しました。これについては医療機関、入所施設、居宅ともに①身寄りのない人への支援体制の構築、②公的(低額)な

	<p>身元保証制度や ③本人の意思決定支援の理念の浸透や理解のための研修ということ望んでいることがわかりました。</p> <p>最後に、国等が作成しているガイドラインの利用について質問し、医療機関や施設を問わず、ガイドラインを参考にしているという回答は低く、あまり利用されていない現状があるようです。表4や表5からは医療機関や施設は公的(低額)な身元保証制度や身寄りのない人への支援体制の構築を望んでいること、それから本人の意思決定支援や各種ガイドラインの普及はあまりなされていないのが現状ということが今回のアンケートでわかりました。</p> <p>これらの結果を踏まえて、今後、市民への普及啓発が必要と感じ①意思決定支援に関して「元気なうちから自分の意向を示す取組み」として、講演会などを実施して市民の理解を深めること、②医療機関や施設等に関してガイドラインの広報や活用の促進に向けた施設等との勉強会を通して市独自のガイドライン等を作成することで、対応の標準化を図ることなどを検討していきたいと思っています。また、ご意見や提案があればお願いします。以上です。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。ただいまのところご質問等がありましたらよろしくお願い致します。</p> <p>実際にこういうケースに関わったご経験のある委員の方はいらっしゃいますか。例えば三豊市社会福祉協議会の土居委員いかがですか。</p>
土居委員	(ケース内容のため省略)
西谷会長	<p>具体的なお話をありがとうございました。</p> <p>三豊市では判断能力は十分に確認できるものの身寄りのないため課題として挙がっているとの報告がありました。アンケートによると、医療施設や入所施設で身元保証をする方がいないと困ることが分かりますが、その人がどう困っているかを調べていただきたいと思いました。</p> <p>では次の議題に移りたいと思います。協議事項(2)市民後見人養成状況について、三豊市社会福祉協議会 土居委員からお願いします。</p>
協議事項(2)市民後見人養成状況について	
土居委員	<p>資料7ページからになります。市民後見人養成講座等を含む関連事業について、令和2年度から現在までの取り組みをご紹介します。</p> <p>三豊市社会福祉協議会では、三豊市からの委託を受け令和2年度より市民後見人養成支援業務に取り組んでいます。令和2年度に第1期市民後見人養成講座を開催し、10名が受講修了し、全員が市民後見人の名簿登録を行いました。令和3年度からはフォローアップ研修を実施し、日常生活自立支援事業の生活支援員、法人後見の支援員として活動に関わっていただけよう取り組んでまいりました。その後、令和6年10月に市内第1号の</p>

市民後見人が誕生しました。

次に養成後の変化と課題になります。まず、市民後見人や支援員の意見です。「利用者さんが以前より元気になった。訪問を喜んでくれ活動の励みになる。自身の経験が家族の介護などに生かせる。勉強になる。」といったご意見をいただいております。社会福祉協議会の意見としては、「人生経験豊富な支援員の活動が職員の意識向上につながる」、「令和 3 年度から継続しているフォローアップ研修が定型化している」、「令和 6 年度以降、活動者が減少傾向にある」、「支援員に適切なケースが少ない」、「市民後見人監督業務を担当する職員が固定化している」といった課題があります。資料には、令和 3 年度以降の支援員活動の実績を掲載しております。令和 2 年度に養成した人材の活躍支援に意識的に取り組んだため、令和 3 年度から 5 年度までの活動実績は増加していましたが、令和 6 年度の途中からは減少に転じており、市民後見人のフォローに熱意をもって取り組めた反面、他の支援員さんのフォローに十分な時間がさけなかった時期でもあります。令和 7 年度に入り、支援員活動を休止された方が 2 名います。また、令和 5 年度に支援員活動を休止した方がいますが、活動再開につながっておらず、継続的なフォローの難しさを実感しているところです。

そのような中、第 1 期養成から 5 年経過し、新たな候補者養成が必要となり、今年度第 2 期養成講座の方を開催しました。受講生の募集については、いわゆる 1 本釣りという形式で公募の方はしておりません。2 期生の養成が修了し、現時点で市民後見人の候補者の名簿登録者は 17 名となっています。最近ではボランティアのスタイルに少し変化の方が見られてきていて、これまではどこかのボランティア団体の方に所属して活動するというのが主流でしたが、ある程度 個人の都合で活動のできる個人的なボランティアならやってみたいという方も増えているように思います。担い手不足を言い訳にせず、こうした新しい方とのつながり、貴重な人材の発掘と活用につなげていけるよう、関係者の皆様と、社会福祉協議会の地区担当者等との情報共有も大切にしたいと思っています。

第 2 期養成講座の最終日には、坂出市の市民後見人の方々や 坂出市社会福祉協議会の職員をお招きして 1 期生のフォローアップ研修を兼ねた合同研修を実施しました。交流会では 2 期生の今後の活動についての不安等に対して、坂出市の市民後見人の方々からアドバイスをいただく時間となりました。1 期生にとっても活動の励みになったのではないかと思います。今後については、1 期生、2 期生合同でフォローアップ研修を行っていく予定です。第 2 期養成カリキュラムの内容は合計時間数は約 24 時間です。カリキュラムの作成にあたっては、令和 6 年度にできた県内事例集が参考になりました。開催してみて DVD を利用すると便利ですが、受講生からはやはり対面講義の希望というのが多く、今後の課題と認識しています。市民後見人養成については以上になります。

次のページに進みまして、三豊市社会福祉協議会の日常生活自立支援事

	<p>業と法人後見事業の直近 5 年間のデータを示しております。どちらの事業も令和 2 年度から 3 年度にかけ利用者の急増があり、その後はほぼ横ばいでしたが、令和 6 年度にまた微増となっています。令和 7 年 3 月末時点の状況を見ますと、日常生活自立支援事業の利用者が 55 件、法人後見が監督を含め 19 件 合計 74 件となっています。5 年間で利用者が 1.5 倍ほどに増えていますが、年度当初の専門員は 3 名と変わらず、厳しい人員体制となっています。また、今年度は日常生活自立支援事業の相談・契約者数が例年以上に多く、12 月末時点で 64 件まで増え、法人後見と合わせて合計 83 件まで増えていきます。そして数字に見えない特徴ですが、ご夫婦での利用、兄弟での利用、例えば一方が日常生活自立支援事業で一方が成年後見、2 人とも日常生活自立支援事業といったケースや、高齢利用者のほかに 50 代 60 代の世帯員がおり生活に困窮しているケースが近年の特徴です。</p> <p>最後に、まとめと課題です。一つ目に、市民後見人候補者の活躍支援を挙げています。支援員活動が利用者や地域にとってどのような意味を持っているのか 再確認を行い、適切なケースを洗い出し、第 2 期生や活動休止者と個別の面談の機会を持ち、活動につなげていきたいと思っております。そのためには、対応する職員の人員確保や組織的な支援体制の強化が必要だと思っております。そのような中、身寄りのない高齢者等への支援に係る新たな事業や成年後見制度の見直しについての協議や検討も国では始まっています。まだ正式には決まっていますが、制度の変更や新設があれば少なからず現場の混乱は避けられず、周囲から過度の期待が寄せられることも危惧されます。関係者等への制度の周知は重要ですし、対応にあたっては、より幅広い業種を含んだ関係機関との連携が必要になるかと思っております。これについても組織的な対応が求められると想定しており、人員確保・財源不足は大きな課題と言えます。そして最後の、広域で検討をすべき事項については、現在、県内社会福祉協議会で協議を重ねているところですが、引き続き関係者の皆様と協力して取り組んでまいりたいと思っております。</p>
西谷会長	<p>三豊市社会福祉協議会では、1 つ目に市民後見人養成講座を実施して、それに伴って数も増えたことによってフォローが大変になっているということ、2 つ目に日常生活自立支援事業や法人後見も増加していて身寄りのない高齢者に対し、どのように取り組みをしていくか課題となっているようです。委員の皆さん、いかがでしょう。活動に、ご意見をいただける方がいらっしゃいましたらお願いします。</p> <p>いないようですので、次に進めてまいります。協議事項 (3) の関係機関との連携について、香川県社会福祉協議会の十河委員からお願いします。</p>
協議事項 (3) 関係機関との連携について	
十河委員	<p>厚生労働省の会議で議論されていることも含めて報告をしたいと思っております。お手元に右上に香川県社会福祉協議会資料と記している資料をご用意</p>

ください。報道の中で頼れる身寄りのいない人の支援がクローズアップをされ、権利擁護の支援の中で大きな部分を占めているように思いますが、権利擁護支援をどのように進めていくかが大前提です。国も今、第二期成年後見制度利用促進計画が進み来年度が最終年となっており、香川県でも基本方針に沿って、専門職団体、市町社会福祉協議会、行政と協働して取り組みを進めています。

第二期成年後見制度利用促進計画の基本的な考え方は「地域共生社会の実現に向けて」というのが大きなテーマであると思っています。1ページの下側、基本計画の様々な取り組みがまとめられています。まず1点目、成年後見制度そのものに見直しの検討がされていることが重要なところです。まだ結論が出ている段階ではありませんが、後見・保佐・補助という3類型という区分をなくしてはどうかとか、本人が成年後見制度を使うきっかけになった課題が終了すれば後見制度を終了できるような仕組みになったらどうか、というようなことが今検討されているようです。ただ、本人の判断能力自体が回復したわけではないので成年後見制度を使うきっかけになった事案が解決したからといって後見制度を終了していいのかということや、仮に終了した後本人の生活を地域でどうサポートしていくか、両方大事だと思っています。

また、中核機関の法定化というところがこの動きの中で出てくると思っています。第二期成年後見制度利用促進計画の中で示されている成年後見制度の見直しというのは、生活している人々にとっても大事なところですし、先ほど土居委員から日常生活自立支援事業を利用されている方が増えているというお話がありましたが、仮に成年後見制度が終わったとして、その後のサポートを日常生活自立支援事業で支えるとなった場合、また日常生活自立支援事業につながる方が増えてくるのではないかと思います。

(1) 成年後見制度の見直しに向けた検討、(2) 総合的な権利擁護支援策の充実においては、

- ・日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る
- ・地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
- ・生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討

とありますので、成年後見制度の利用促進に関しては、成年後見制度を使う人をただただ増やすということではなくて、成年後見制度以外の権利擁護の仕組みも充実させるということが、重要なポイントであると思っています。そのほか、1ページの下側に、2「尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」と書かれています。現場の中でガイドラインが十分活用されていないという現状もあるのではないかと書かれてあります。さらに2ページ、3「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」ということで、この審議会の場もネットワークの重要な位置づけであると思いますが、香川県内では8市9町全てに中核機関が設置されています。設置をすることが決して、ゴールではなく、実際に権利擁護の支援が必要な方

が本当にサポートにつながっているか、必要な支援につながっているか、本人の自立した生活をどう支えるかというネットワークの強化ということが書かれてあります。最後に、4「優先して取り組む事項」を書かれてありまして、この中には先ほど土居委員から報告がありました市民後見人の活躍支援が書かれてあります。

先ほど土居委員から県全体で協議していると話がありましたが、その1つが、この担い手の確保・育成の部分で、今それぞれの市町で市民後見人の養成に取り組んでいます。養成された方の中には自分が養成された市町以外でも活動を希望される方が一部いらっしゃいます。この担い手というところで、市民後見人が複数の市町で活動できるような体制整備について継続して協議を行っているところです。その他、香川県における取組ということで、2ページの下のところに

(1) 17の市町に中核機関の設置

(2) 17市町社会福祉協議会で日常生活自立支援事業の事業・法人後見の実施

(3) 市民後見人の育成と活躍支援

(4) 専門職団体の協力体制

(5) 身寄りのいない方に関する取組ということ載せています。

次に、身寄りのない高齢者の方への支援について、国全体の動きと香川県内の状況を合わせてご説明をさせていただきたいと思っております。3ページ目以降には、全国社会福祉協議会の会議において、厚生労働省から説明のあった「身寄りのない高齢者等への対応について」という資料です。3ページの下側、「世帯構成の推移と見通し」で、単身者が増加しているというのは香川県だけの話ではなく、全国共通しているところです。香川県内も人口は減少していますが、世帯数は増加している市町も中にはあります。そのような中で身寄りはいっても頼ることや、何かあった時に関わることが難しいということで、今日常生活自立支援事業や成年後見制度につながっている方も少なからずおられます。今はまだ元気だが、将来的にそういう不安を抱えている方もいらっしゃると思っています。4ページのところに、香川県ではそれほど多くないですが、都市部においては高齢者の身元サポートの会社や団体はかなり増えてきているようで、その団体の中にはいろいろな団体があるため取り組みを見直すということで高齢者のサポート事業のガイドラインが今、出されています。香川県内にも数か所、高齢者の身元保証をサポートする一般社団などの団体で取り組みをされていていらっしゃる場所もありますので、都市部にかかわらず、この香川県においても頼れる身寄りのいない方へのサポートということが一つ課題になっているというのは間違いないことと思っております。この三豊市の会議だけではなく、他の市町の成年後見利用促進会議の中でも成年後見制度や日常生活自立支援事業だけではカバーできない様々な課題が出てきてありまして、その中の一つに頼れる身寄りのいない方への支援というのは、どの市町でも必ず含まれていま

す。その中で 5 ページの上側「地域共生社会の在り方検討会議の中間取りまとめ概要版」の赤い四角で囲んでいるところが、今回の権利擁護に関わる場所です。赤で囲っている身寄りのない高齢者等への対応の中で①身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化ということで、これはすでに取り組みもされていますが、今回新たに協議されていたのが、②日常生活支援、入院入所手続き支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設とあります。最近、新聞報道等でこういった事業がスタートするというような報道もありますが、この部分が今議論をされております。第二種社会福祉事業新設とありますが、先ほどの説明の通り日常生活自立支援事業も第二種社会福祉事業の位置づけになっています。国の方で議論されているところでは、今の日常生活自立支援事業を発展させて、日常生活支援、入院入所手続き支援、死後事務支援等を提供する新たな事業に変えていく、これまでの判断能力が不十分な方という対象者だけではなく、頼れる身寄りのいない方も、この事業の対象になる形で、おそらく第二種社会福祉事業が新たに新設されるということです。5 ページの下側のところには、現行の「日常生活自立支援事業の概要」を示しておりますが、認知症、障害等の理由によって判断能力の不十分な方に加えて頼れる身寄りのいない方が、おそらく対象者像として考えられると聞いております。6 ページ目以降には、現行の社会福祉法が掲載されています。社会福祉法の第二条第 3 項第十二号に福祉サービス利用援助事業と書いています。今の日常生活自立支援事業の法的な位置づけです。この日常生活自立支援事業については、実施主体が都道府県社会福祉協議会となっております。6 ページの下側、第八十一条に都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービスの利用援助事業等とあり、これは第二種社会福祉事業ですので、そもそもは社会福祉協議会以外もこの日常生活福祉サービス利用援助事業は実施できますが、この福祉サービス利用援助事業を全国、それぞれ各市町村であまねく実施するために、この事業がスタートした時に社会福祉協議会が実施する事業として位置づけたのが第八十一条です。現状も他の都道府県の中では、都市部は一部 NPO 等がこの福祉サービス利用援助事業を実施しているところもありますが、第八十一条により、都道府県社会福祉協議会がこの福祉サービス利用援助事業を実施するにあたっては国と県から補助金が出る仕組みとして運用されています。身寄りのいない方への支援ということに関して、第二条第 3 項第十二号福祉サービス利用援助事業の内容が変わるということで聞いております。8 ページの下側、【1. 趣旨】、新たな事業の趣旨として、判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活を続けられるよう生活上の課題に関する支援を行うと書かれてあります。県内の市町社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会とこのことについて話をする中で、「頼れる身寄りがいない」という人をどう捉えるのか、身寄りがいても頼ることができない、必要なサポートを受けることができないという人まで含むと聞いています。そうすると、対象が増えるのではな

いかと少し気になるところであります。さらに 9 ページの上のところ、【4. 事業内容】「日常生活支援」、「入院入所手続き支援」「死亡事務の支援」と書かれてあります。現在は判断能力が不十分な方を日常生活支援でサポートする仕組みですが、そこに頼れる身寄りのいない方の入院入所の支援、死後事務の支援が加わっています。手続き支援としていて、先ほどのアンケート調査でもあったように、身元保証人や保証人になる仕組みではなくて、必要なサポートをすることで身元保証人に求められている役割を担うと捉えた方がいいと思います。これで全部の問題を解決するのではなく、あくまでチームでこういった支援をする際にこのような 1 つのツールがあるということと思っています。また、死後の事務支援と書いていますが、あくまで福祉サービスの第二種社会福祉事業として実施するものなので、相続の手続きを直接、この取り組みの中でできるわけではないと思っています。そこは、法律の専門職の皆さんとの連携になると思います。

生活支援をすることが前提にあって、その延長上に入院や入所の手続き支援、死後の事務に関する一部支援ということが含まれると思っています。繰り返しになりますが、この事業だけで全部を解決できるというものでは決してなく、施設や医療機関、そして行政とも、この仕組みをどう運用していくか、しっかり協議をした上で実施をしていかなければならないと思います。9 ページの下側には、事業の契約締結や、利用料等について書かれてありますが、具体的な対象者はどうなのか、利用料はどうなるのかということまでは言及はされてはいません。どうしても対象者を決めてしまうと、その対象者に含まれない人や含まれない課題も発生するため、この事業だけでサポートできるわけではありません。ご本人が元気な時から、どのように生活していきたいかを自分で考えることが大事になってくると思っています。これに関して、実施主体は第二種社会福祉事業なので社会福祉協議会以外のいろいろな実施主体が参画できるようになっていますが、今のところ国の方では都道府県社会福祉協議会が事業の実施主体と想定をされている取り組みです。

令和 8 年の社会福祉法改正の中でひとまず法律自体は変わりますが、この新しい事業が実際に運用スタートするのは令和 10 年度ぐらいだと聞いております。法律だけ決まっても細かい事業の枠組みについて、これから話し合われていくので、令和 10 年までに、いろいろなことを整える準備期間ということで設けられているものです。これだけで何かできるというわけではありませんが、このような福祉サービスの中でご本人が自立してその人らしく最後まで生活できるようサポートすることを社会福祉協議会として取り組みたいと思っています。本日の委員の皆さんや、それぞれ医療機関、福祉の施設、行政、また市民の皆さんと、しっかり話をしていながら、この仕組みがより有効なものになるような取り組みを進めていきたいと思っています。先ほど三豊市がされたアンケートや土居委員からご報告があったような内容等つながる部分もあるかと思っています。今議論されている

	<p>ことを県社会福祉協議会としてご説明をさせていただきました。また、今後の会議の場でも新しい情報がありましたら、随時ご報告をさせていただきますと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明を受けまして、委員の皆さんの方からご質問・ご意見を願います。いかがでしょうか。</p> <p>大塚委員、願います。</p>
大塚委員	<p>3類型がなくなるというのは本当でしょうか。そういうことも考えられているので意思決定支援があると思いますが、判断能力があるかないかの二者択一になってしまうと、意思決定の停止になって意思代行支援をするかしないかという二者択一になってしまうので、保佐や補助の段階で一緒に意思決定していくというプロセスがすごく大事であると思います。それがなくなってしまうということはまずいのではないかなと思いました。名前が変わるだけだったらいいのですが。生活というのは日常生活自立支援事業でできますが、ただ意思決定についての支援というのはやはり必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
十河委員	<p>ありがとうございます。判断能力があるかないか二者択一という話というよりも本人に必要な代理権をどう設定していくか、その部分が意思決定支援の話になってくると思っていて、あるかなしかでパッと分かるような仕組みになるわけではないと思っています。必ずなるということではないですが、そういった意見もあるということで、ご報告をさせていただきます。</p>
大塚委員	<p>法律上はどちらかという二者択一になってしまっていて、ところが医療モデルでは医療と同意能力に関して分けて考えるというのは我々医療側にとってみたら普通ですが、それがどのようになるのかと思いましたので、ご相談させていただきました。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。その他いかがでしょうか。</p> <p>筒井委員願います。</p>
筒井委員	<p>頼れる身寄りがいない高齢者のところで、高齢の方が例えば子どもがいたとしても支援を拒否した場合、新しい事業の対象になるのでしょうか。今はどのような検討をしているのでしょうか。</p>
十河委員	<p>おそらくそういった方で必要な場合は支援に繋がると考えています。ただ、ご本人がそのような関わりを希望しないのか、ご家族の方が希望しないのか、実は聞いたらちゃんとしてくれるけど、あえて声をかけてないのか等関わらない理由もいろいろとおっしゃるので、一律家族がいるから「する」、いないから「しない」というくくりではなくて、いた場合に関しても、ご家族に何を願うことが難しいのか、ご家族もそう思っているのかなど、丁寧にご本人の話をお聞かせないと、頼れる身寄りがいない状態がどういう状態なのか分からないと思っています。まだ正確な情報はありませんが、今の段階ではそういう認識を持っています。ありがとうございます。</p>

筒井委員	そしたら、その相談を受ける最初の段階では、すごいパワーが必要な感じになりますね。
十河委員	そうですね。それについても、この先懸念事項としてあります。事業面での期待は大きいですが、それに伴う体制が十分整備できるだけの財源も含めたものが裏付けられるのかは心配をしているところです。まだ準備期間がありますので、しっかりと伝えていこうと思いますし、現行の日常生活自立支援事業だけでも少し体制面での不安があるので、それに加えて新しい事業ということで、現場の苦労をしっかりと伝えて、現場が疲弊しすぎることをないようにしていきたいと思います。
西谷会長	ありがとうございました。委員の皆さま、他にありませんでしょうか。熊川委員お願いします。
熊川委員	日常生活支援に関して、障害の施設入所されている方においては、施設で全部支援しているような状況です。今後は、入所している方も日常生活自立支援事業や成年後見制度を使って施設自体がやっていたようなことを外の第三者等をお願いした方がよいのでしょうか。
十河委員	おそらく施設の方で実際しておられる支援は継続いただいて、何でもこの日常生活自立支援事業や成年後見を使う方が必ずしもいいという話でもないと思います。今、施設でされていることを全て繋ぐという話ではないと思っています。本当に必要な方が新しい事業に繋がったらいいと思いますし、施設側のサポートでご本人の生活や権利擁護をしっかりとできるような状態であれば、施設の方で引き続き、ご協力をいただいた方が、とても心強いと思っておりますが、いかがでしょうか。
熊川委員	今後どのようになっていくのでしょうかね。実際のところは施設に入るにあたって後見人を立てるということを、お願いしていくような状況になっています。だからといって、できなかったわけではなく、実際こういうことを今まではやってきたのにとと思うところもありました。
十河委員	この新しい事業のところは判断能力が不十分な方や頼れる身寄りのいない高齢者となっていて、現行の日常生活自立支援事業の判断能力が不十分な方の中にも頼れる身寄りのいない方もすでにいらっしゃり、そういった方々と、例えば判断能力はしっかりしているのだけれども頼れる身寄りがいない方等、いろいろな方が想定されて、先ほど三豊市のアンケート調査でもあったように、判断能力はしっかりしているが身元保証がないために入院・入所ができないということに関しての保証人になるわけではないですが、サポートをするのも、おそらくここの中に含まれると思います。熊川委員が言われたように障害の施設でいることと、今後この新たな事業の中で頼れる身寄りのいない人の生活支援や入院・入所支援というものがいるんところで重なってくるかなと思っており、きれいに分かれるものではないと思っています。現行施設の中で運用されていることと新たな事業がうまく重なるといいと思っています。ここからここまでとスパッと区切

	<p>るような話をする、そっちの事業でしょとか、こっちのサービスでしょという議論になると思うので、そういったことを避けるためにも、できればいろんなところで支援は継続した上で、必要な部分を新たな事業でカバーできればいいのかなと思っています。</p>
西谷会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>私も情報をいつも気にしてしまっていて、今日、十河委員のお話を聞いて実際に都道府県社会福祉協議会が動いているということで安心しました。多様な実施主体と最初言われましたので、権利擁護と言いながらもその中でどうしてもパターンリズム的なものを含んで走っていきますので、丁寧に時間をかけて考えていかないと、かえって権利の侵害になってしまう。都市部ではニュースでも報道されていますが、いろいろな問題、ご本人の資産を全部事業者が管理をしてしまうような状況があるので、この仕組みが整うと精査されていくのではないかと思いました。これからどう推移していくかということ、皆さんも注視していただいて、どこかで一緒に議論や情報交換できることがあればと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。皆さん各会専門分野の方なので、今日の審議会のご意見やご感想をいただけたらと思います。</p>
大塚委員	<p>認知症基本法が生まれて、認知症施策の推進基本計画の中で新しい認知症観という言葉が登場しました。認知症に対して判断能力を低くみている方が多いし、その可能性を感じていない方が多いので、その辺を見直していただきたい。どの事例でもアウトプットはできないと言っても理解はできていることがあります。別の話になるかもしれませんが、新しい認知症観というものが広がっていけばと願っております。</p>
三瀬委員	<p>最初に出てきた議題で入所を断られるという話ですが、他の行政からも聞かれたことがあるんですが、介護保険法上は保証人がいないことを理由に入所を断ってはいけないと思いますが、そういう事案や相談は三豊市の方でも出てきていますか。</p>
事務局	<p>三豊市の方でも正当な理由なく断れないというのは承知の上で、アンケートのところの説明でもさせていただいたように、医療機関にかかった時に施設の職員に負担がかかる、医療機関の方から誰かいないのかというようなことを言われるので、入所はできるが成年後見人をつけるのが前提で言われるのが現実です。</p>
三瀬委員	<p>断られてきた人たちを受任し担当していますが、措置の時代は特養でも葬式を出したり、最後まで面倒見たりというのがあったので、介護保険制度が始まって寂しくなったなと感じています。私も今ケアマネジャーとして、特に身寄りがない方のシャドーワークはかなりあって、病院の入院の手続きも先生からの説明もケアマネジャーや施設の人と一緒にいくといった業務外の作業があります。それが今社会的にも問題にはなっていますが、みんな連携しながら役割分担できるような協力体制ができたらと思って日々</p>

	<p>業務をしております。</p> <p>もう一つ、本人を中心にした上での支援が大切と思っていて、大塚委員が前回、認知症についてご説明してくださった後、私も考えるところがあり、本人のご意思を事前にわかる段階で、最期をどう迎えたいですか、治療をどうしますか等確認し聞くようになりました。</p> <p>また、身元保証の会社についてですが、県内でも問題になっているところを聞きます。私も実際ネットで検索してみましたが、財産のある方しか利用できないと思います。福祉側からすると困っている方というのは経済的にも困窮していることが多く、使おうと思っても利用料金が高かったら、使いにくい制度になっていますので、制度がはっきり分かり次第、市や県社会福祉協議会で委託するということがありましたら、そういうところも含めてご検討いただけたらと思います。</p>
原田委員	<p>市民後見人の養成カリキュラムに参加させていただきましたが、このスケジュールを見ていると時間に余裕のある方でないと参加できないと思いました。カリキュラムの中の体験実習に非常に興味を持ちましたが、実際の現場で見ていただく研修になっているのでしょうか。</p>
土居委員	<p>まず、時間に余裕がないことについては、原田委員さんにご了承いただいて動画の撮影をさせていただきました。当日欠席された受講生に対して、DVD あるいは YouTube の限定配信等で補講ができるようにしています。また、体験実習では、実際に利用者さんの了承を得た上で、金融機関でお金をおろすところから一緒に同行し、最後記録をつけるるところまで一緒に体験をしていただいています。</p>
原田委員	<p>受講者の反応や感想はどうですか。</p>
土居委員	<p>利用者さんの背景を聞くと少ししんどいと思われる方ももちろんいらっしゃいましたが、ぜひ今後活動に加わりたいというご意見の方が多かったです。</p>
原田委員	<p>当方の業務の中で成年後見の申立てをしたいという方のケースですが、ご家族の方が施設に入っている両親の不動産を売りたいが本人の判断能力がないため、成年後見の申立てをしたいと相談に来られる方が多い印象です。他には相続した財産や遺産分割をするにあたって判断能力が低下しているため、成年後見の申立てを考えているという方が増えてきているように思います。また、任意後見制度についても、少しずつ認知されてきて、相談が以前に比べて増えてはきているように思います。</p>
仁井委員	<p>市民後見人の裾野をどう広げるかということも仕組みを作る上では必要と思いました。市民後見人の活動はあまり知られてないので、広報等で周知するなどを含めて数値目標も作った方がいいと思いました。</p> <p>私は医療側ですが、本人に理解してもらうには施設の方が一緒に入られてお話をすることにならざるを得ないのですが、その仕組みづくり</p>

	<p>というのが必要になってくると思います。</p>
筒井委員	<p>意思決定についてどう考えていくかとなると、入所されている方は、ほぼ判断能力がなくなってしまうので、デイサービスに来られている方等を中心に、いざという時に自分がどういうことを求めるのかということプログラムとしてやっていけば、少しは考えていただける人もいるのかと思います。いつまでも元気だと思っていますので、なかなか響かないですが、それを繰り返し、やっていく必要を感じたところです。</p>
熊川委員	<p>障害者の方は今すごく意思決定支援に力を入れていて、報酬改定においても地域移行ということにも、利用者さんに一人一人丁寧に聞いていく形にはなっていますが、一度施設に入ってしまうと外に出ていくことは難しいと思いますし、地域で生活できなかった人が施設に入ってきているので、もう一度地域にというのは、特に身体障害者の方は難しいと思いながら日々過ごしています。それに関しては今後も丁寧に対応していきたいと思っています。アンケートのことですが、実際に何をやってもらっているかというところがなかったので、後見人にやってもらっていることを聞いて、やれてないことでやってほしいことは何かというデータが欲しかったと思いました。</p>
齊藤委員	<p>今後成年後見人や日常生活自立支援事業の需要というのが増えていく中で、身寄りのない高齢者の対応もしなければならず、これから社会福祉協議会の役割が非常に特化していくと思います。先ほど、担当の土居委員からもありましたが、組織的な問題として、やはり人員をどうしていくのか、そこに対応するために市民後見人の養成を行っています。活躍していただくために指導する立場としての役割が増えてくると思います。そういった体制をこれから整えていく必要があると思いました。</p>
前田委員	<p>日常生活自立支援事業について、意見を述べさせていただきます。県社会福祉協議会の方で適正化委員を9年間ほどさせていただきました。その中で非常に職員の皆さん頑張っているなという感じがしました。ただ、どうしても財政的なものがあり、苦勞されていると感じました。権利擁護に関する動きの今後の対応のところで日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図るということなのですが、財政的な支援は必要だと思いました。</p>
秋月副会長	<p>新しい制度についてご説明いただき、非常に勉強になりました。成年後見人は本人のために動き、裁判所が監督しますが、契約になると誰が監督するのかという問題があるかと思います。また、誰の困りごとかという視点は大切だと改めて感じました。そして、意思決定支援については、事前に、どうしたいのか聞ける方については早めに聞き、将来意思決定支援をする場面でそれを尊重することが大事です。新しい事業には入所・入院の手続きや死後事務の支援も含まれますが、この地域ではどういう社会資源があるのかが分からないと「したい」と言っても実現できません。「こんなニーズに対</p>

	<p>応できますよ。」という情報を提供する必要があるかと思います。何かを決めるには選択肢が必要で、どういう選択肢があるのか情報共有できることが大事だと思っています。この会は、連携の場でもありますので、三豊市のよりよい権利擁護のために、これからも連携を深めていけたらと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。オブザーバーの三好様と徳重様から、感想などをいただければと思います。</p>
三好次席書記官	<p>本日は大変参考になりました。第二期基本計画の中で地域連携ネットワークが担う機能ということで、中核機関を中心とした福祉行政等によって支援機能を担い、家庭裁判所は成年後見制度の運用監督機能というのを担うとされています。しかし、成年後見制度部分のことだけでなく、その全体の支援の中で成年後見制度をどのように運用していくかという視点はすごく重要だと考えております。実際に運用していく中でも、例えば市民後見人の方を実際に選定するときにはどうするかというところで、連携が必要になってくるかと思っています。申し立てにつなげる時にも、全体の中でどのように運用していくかというところを考えながら、適切に運用できるよう努めてまいりたいと考えております。</p>
徳重書記官	<p>福祉の形、後見の制度が大きく変わろうとしているのを実際に感じています。これまでの枠組みが、どんどん変わろうとしているので、その変化をしっかりと見ながら、裁判所として連携を取りながら円滑な手続きと運用がなされるような努力の必要があると注目しています。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。ご審議にご協力いただきどうもありがとうございました。議題が終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。</p>
事務局	<p>以上で、本日の議題は終了いたしました。 それでは、閉会にあたりまして、健康福祉部部長 田中よりご挨拶申し上げます。</p>
田中部長	<p>失礼します。委員の皆様には 本日は年始の大変お忙しい中、この審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。また、委員の皆様からそれぞれのお立場から、取り組み状況、情報共有、課題を踏まえまして非常に貴重なご意見を賜りましたことを心よりお礼申し上げます。本日の会議の中で身寄りのない高齢者への対応ということがたくさん出ましたが、今回の本市のアンケートの結果にも出ております身元保証人がおらず入所や入院が難しくなっている状況に、どう対応していくかが本市の課題と考えております。また、先月12月、本市の議会の中の一般質問において議員の方から市民後見人制度の活用促進について、また成年後見人の立場から各種通知の送付先変更を一括して登録変更できる仕組みの導入、これについて検討できないかというご質問もありました。本市としましては、まず市民後見人制度については、社会福祉協議会をはじめ関係機関と一緒に活動促進に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。成年</p>

	<p>後見人制度の支援の観点から、先ほどの事務手続きの負担軽減に向けても、一部県内他の市の状況も確認しながら庁内関係部署と一緒に負担軽減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。本日は十河委員から国の動向を色々ご紹介いただきましたが、やはり自治体に求められる役割はこれまで以上に大きくなっていくものと考えておりますので、委員の皆様にご指導、ご助言等賜りますよう、引き続きお願い申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和 7 年度三豊市成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。長時間ご審議ありがとうございました。交通にはくれぐれもお気をつけてお帰りください。</p>